

兵庫県立大学学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限（第5条—第9条）
- 第3章 教育課程及び履修方法等（第10条—第17条）
- 第4章 入学、編入学、転学、転学部、転学科及び卒業（第18条—第29条）
- 第5章 休学、復学、退学、除籍及び再入学（第30条—第33条）
- 第6章 賞罰（第34条・第35条）
- 第7章 学生寮（第36条）
- 第8章 科目等履修生等（第37条—第42条）
- 第9章 外国人留学生（第43条）
- 第10章 公開講座（第44条）
- 第11章 授業料及び入学料等（第45条）
- 第12章 雑則（第46条）
- 附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 兵庫県立大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として、豊かな教養をはぐくむとともに、深く専門の学芸を教育研究し、地域社会や国際社会の発展に寄与し得る創造力を持つ人間性豊かな人材の育成に努めるとともに、学術的な新知見を国内外に発信して地域の活性化と我が国の発展、ひいては世界人類の幸せに貢献することを目的とする。

（学部）

第2条 本学に、国際商経学部、社会情報科学部、工学部、理学部、環境人間学部及び看護学部を置く。

2 学部の学科及び定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
国際商経学部	国際商経学科	360	1,440
社会情報科学部	社会情報科学科	100	400
工学部	工学科	352	1,408
理学部	物質科学科	90	360
	生命科学科	85	340
	小計	175	700
環境人間学部	環境人間学科 (うち食環境栄養課程)	205	820
		(40)	(160)
看護学部	看護学科	105	420
計		1,297	5,188

- 3 学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、学部規程で定める。

(大学院)

第3条 本学に大学院を置く。大学院の学則は、別にこれを定める。

(職員組織)

第4条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

第2章 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科の外国人留学生（外国人留学生選抜により入学する者。以下、「外国人留学生選抜入学者」という。）にあつては学年は、9月20日に始まり、翌年9月19日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科グローバルビジネスコースの学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日
 - (3) 春季休業 4月1日から4月6日まで
 - (4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (5) 冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで
- 2 学長は、前項の休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。
- 3 学長は、学部の事情により特に必要があると認める場合は、学部長の申し出に基づき、当該学部に関し、第1項の休業日を変更することができる。
- 4 学長は、前項に規定するもののほか、特に必要があると認める場合は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

(修業年限)

第8条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第9条 学部の在学年限は、8年を超えることはできない。ただし、編入学により入学した者は、第23条に規定する在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第3章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第10条 教育課程は、本学の教育上の目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(副専攻)

- 第10条の2** 前条により編成する教育課程として、特定の分野または課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学習成果を認定することができる。
- 2 副専攻に関して必要な事項は別に定める。

(授業科目及び授業の方法)

第10条の3 授業科目の区分は、全学共通科目、専門基礎科目（専門関連科目）、専門

教育科目及び教職課程科目とする。

- 2 全学共通科目は、高等教育推進機構長の下、全学が協力して開設する。
- 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 5 前4項に規定するもののほか、授業科目及び授業の方法に関して必要な事項は、学部規程で定める。

(単位の計算)

- 第11条** 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、前条第3項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で学部規程で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部規程で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、全学共通科目については、次の基準により単位を計算するものとする。
 - (1) 講義（基礎ゼミナールを含む。）については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 外国語、演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習、実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮して高等教育推進機構が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を学部規程で定めることができる。

(単位の授与)

- 第12条** 授業科目を履修した者には、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

(成績の評価)

- 第13条** 授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、

Cを合格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、合格・不合格又は認定をもって表すことが適切と認められる授業科目については、学部規程で定めることにより、合格・不合格又は認定で表すことができる。

(他大学等における履修等)

- 第14条** 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学(短期大学を除く。以下同じ。)、短期大学、高等専門学校その他別に定める機関(以下これらを「大学等」という。)と本学との協定に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、第1項の協定に定めるもののほか、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定及び修業年限の通算)

- 第15条** 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が、本学に入学する前に本学、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により他の大学又は短期大学において履修した授業科目に関し本学において修得したものとみなす単位数は、前条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 3 第1項に定めるもののうち、学生が第37条で定める科目等履修生として修得した単位について、本学に入学した後に修得したものとみなすときは、教授会の意見を聴いた上で、修得した単位数その他の事項を勘案して修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の二分の一を超えてはならない。
 - 4 前3項に関して必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第16条** 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第8条の規定にかかわらず修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(教育課程及び履修方法に関する学部規程への委任)

第 17 条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法については、学部規程の定めるところによる。この場合において、全学共通科目に関しこれらの事項を定めるときは、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

第 4 章 入学、編入学、転学、転学部、転学科及び卒業

(入学の時期)

第 18 条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 各学部は、第 5 条及び前項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認められる場合に限り、入学の時期を後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 19 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、本学に編入学を希望する者に係る入学資格については、学部規程で定める。

(入学志願の手続)

第 20 条 入学志願者は、本学の指定する入学願書その他の書類を定められた期日まで

に提出しなければならない。

- 2 前項の必要書類及び期日は、学生募集時にこれを指示する。
- 3 入学志願者は、必要書類に添えて入学考査料を納付しなければならない。

(入学許可)

- 第 21 条** 学長は、入学志願者に対し、別に定めるところにより入学者の選抜を行い、教授会の意見を聴いた上で、合格者を決定する。
- 2 学長は、前項による合格者のうち、指定の期日までに入学手続に関する書類を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

(入学許可の取消)

- 第 22 条** 学長は、前条の規定により入学を許可した者が次の各号に該当するときは、第 1 号に該当する場合を除き教授会の意見を聴いた上で、当該入学許可を取り消すものとする。
- (1) 入学の辞退を申し出たとき
 - (2) 入学資格を満たしていないと認めたとき
 - (3) 入学者の選抜において不正があったと認めたとき

(編入学者の在学すべき年数等)

- 第 23 条** 編入学により入学した者の在学すべき年数、既に履修した授業科目及び単位数等の取扱いについては、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定する。
- 2 前項に規定するもののほか、編入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学)

- 第 24 条** 学生は、他の大学に転学を希望するときは、学長の許可を得なければならない。
- 2 学長は、他の大学の学生で本学に転学を希望する者については、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することがある。
 - 3 前 2 項に規定するもののほか、転学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学部)

- 第 25 条** 学生が、転学部を希望する旨を申し出たときは、学長は、当該学生の所属学部及び志望学部の教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。
- 2 前項に規定するもののほか、転学部に関して必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第 26 条 学長は、学生が、他の学科に転学科を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、転学科に関して必要な事項は、別に定める。

(留学)

第 27 条 学生は、本学との協定に基づく外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 8 条の修業年限に算入することができる。

3 第 14 条の規定は、留学について準用する。

(卒業認定)

第 28 条 学長は、本学に第 8 条に規定する年数(編入学により入学した者については、第 23 条に規定する在学すべき年数) 在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定する。

2 学長は、本学に 3 年以上在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を優秀な成績で修得した者について、その願い出に基づき、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定することができる。

(学位)

第 29 条 学長は、本学を卒業した者について、学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

第 5 章 休学、復学、退学、除籍及び再入学

(休学及び復学)

第 30 条 学生は、病気・事故等やむを得ない事情により 3 箇月以上修学することができないときは、必要書類を添えて学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気のため修学が適当でない学生については、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1 年を超えることができない。ただし、学長は、特別の事情があると認められたときは、更に 1 年の範囲内で延長を許可することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

4 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

6 学生は、休学期間中にその該当事由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

7 前各項に規定するもののほか、休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第31条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第32条 学長は、学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の意見を聴いた上で、これを除籍することができる。

- (1) 第30条第4項に定める休学期間を超える者
- (2) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなおその納付がない者
- (4) 定められた在学期間を超える者

(再入学)

第33条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、再入学を願い出たときは、教授会の意見を聴いた上で、第21条の規定による許可をすることができる。

- (1) 第31条の規定により本学を退学した者
 - (2) 前条第1号から第3号までのいずれかの規定により除籍された者
- 2 前項に規定するもののほか、再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 賞 罰

(表彰)

第34条 学長は、表彰に値する行為があった学生を、教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第35条 学長は、本学則その他学生に関する諸規程に反し、又は学生としての本分に反した行為のある者を、教育研究審議会の議を経て懲戒することができる。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な事由がなくて修業の実のない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 前3項に規定するもののほか、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 学生寮

(学生寮)

第36条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮の位置は、神戸市西区学園西町及びたつの市新宮町光都とする。
- 3 学生寮について必要な事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第37条 学長は、授業科目につき履修を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の履修を願い出る者にあつては高等教育推進機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを科目等履修生として許可することができる。ただし、全学共通科目の履修を願い出る科目等履修生の選考については、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第38条 学長は、他の大学等との協定に基づき、他の大学等の学生で本学の授業科目を履修しようとする者について、教授会の意見を聴いた上で、これを特別聴講生として、許可することができる。

- 2 前項の協定に定めるもののほか、特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第39条 学長は、授業科目につき聴講を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の聴講を願い出る者にあつては高等教育推進機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを聴講生として許可することができる。ただし、全学共通科目の聴講を願い出る聴講生の選考については、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第40条 学長は、特定の事項について研究を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研究生として許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(研修員)

第41条 学長は、大学又はその他の団体から特定事項の研究のため、その所属の職員の出遣について願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研修員として許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研修員に関して必要な事項は、別に定める。

(規定の準用)

第 42 条 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生及び研修員について準用する。

第 9 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 43 条 学長は、外国人で留学のため、本学へ入学を願い出る者がいるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを外国人留学生として許可することができる。

2 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、外国人留学生について準用する。

第 10 章 公開講座

(公開講座)

第 44 条 県民の教養を高めるとともに、広く文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 11 章 授業料及び入学料等

(授業料及び入学料等)

第 45 条 授業料、入学考査料、入学料、研修料、公開講座受講料（以下「授業料等」という。）の額並びに徴収に関しては、別に定める。

2 休学を許可された者に対しては、別に定めるところにより、休学期間の授業料を免除する。

3 特別の理由があると認められる者は、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部の免除を申請することができる。

第 12 章 雑 則

(補則)

第 46 条 この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 4 日改正)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 12 日改正)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 30 日改正)

この学則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 11 日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 29 年度から平成 31 年度における環境人間学部環境人間学科及び看護学部看護学科並びに全学部の計の入学定員及び 3 年次編入学定員並びに収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科		平成29年度	平成30年度	平成31年度
環境人間学部	環境人間学科 (うち食環境栄養課程)	入学定員	205 (40)	205 (40)	205 (40)
		3年次編入学定員	— —	— —	— —
		収容定員	810 (150)	810 (150)	815 (155)
看護学部	看護学科	入学定員	105	105	105
		3年次編入学定員	—	—	—
		収容定員	415	410	415
全学部の計		入学定員	1,267	1,267	1,267
		3年次編入学定員	—	—	—
		収容定員	5,053	5,048	5,058

附 則（平成 30 年 12 月 5 日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 経済学部国際経済学科及び応用経済学科並びに経営学部組織経営学科及び事業創造学科は、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 31 年度から平成 33 年度における経済学部国際経済学科及び応用経済学科、経営学部組織経営学科及び事業創造学科、国際商経学部国際商経学科、社会情報科学部社会情報科学科並びに全学部の計の収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
経済学部	国際経済学科	300	200	100
	応用経済学科	300	200	100
経営学部	組織経営学科	390	260	130
	事業創造学科	300	200	100
国際商経学部	国際商経学科	360	720	1,080

社会情報科学部	社会情報科学科	100	200	300
全学部の計		5,088	5,128	5,158

附 則（平成 31 年 1 月 9 日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 30 年度以前に入学した者の授業科目及び授業の方法については、第 10 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年度以前に入学した者の成績の評価については、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 5 日改正）

（施行期日）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 2 日改正）

（施行期日）

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日改正）

（施行期日）

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日改正）

（施行期日）

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 30 日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 工学部電気電子情報工学科及び機械・材料工学科並びに応用化学工学科は、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和 8 年度から令和 10 年度における工学部電気電子情報工学科及び機械・材料工学科、応用化学工学科、工学科並びに全学部の計の収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
工学部	電気電子情報工学科	378	252	126
	機械・材料工学科	378	252	126
	応用化学工学科	300	200	100
	工学科	352	704	1,056
全学部の計		5,188	5,188	5,188

兵庫県立大学学位規程

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)に基づき兵庫県立大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、兵庫県立大学学則(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第75号)第29条第2項及び兵庫県立大学大学院学則(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第76号)第30条第4項の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び修士(専門職)とし、その専攻分野の種類は、別表第1のとおりとする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、本学の研究科の修士課程及び博士前期課程(以下「前期課程」という。)を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、本学の研究科の博士後期課程(以下「後期課程」という。)又は一貫制博士課程を修了した者に授与する。
- 4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与することができる。
 - (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。
 - (2) 研究科において行う博士論文の審査及び最終試験に合格したこと。
- 5 修士(専門職)の学位は、本学の研究科の専門職学位課程を修了した者に授与する。
- 6 前各項の規定により授与する学位記は、様式第1号から様式第8号までのとおりとする。

(在学者の学位論文提出手続)

第4条 研究科に在学する者が、学位論文を提出しようとするときは、研究科長に提出するものとする。

- 2 前項の規定に基づき、修士又は博士の学位の授与に係る学位論文を提出しようとする者は、各研究科の定めるところにより必要書類その他の資料を提出しなければならない。

（在学者の学位論文の審査）

第5条 研究科長は、学位論文の提出があったときは、研究科教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において、研究科の教員のうちから3名以上の審査委員を選定して学位論文の審査を行わせるものとする。ただし、共同災害看護学専攻の学位論文の審査については別途定める。

- 2 教授会等において審査のため必要があると認めるときは、前項の審査委員のほか、他の大学院等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 3 修士論文は、提出者の在学期間中に審査を終了するものとする。
- 4 博士論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議決により審査期限を延長することができる。

（在学者の最終試験）

第6条 審査委員（前条第2項の規定による審査委員を含む。）は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、筆記又は口頭により最終試験を行う。ただし、共同災害看護学専攻の最終試験の実施については別途定める。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第7条 第3条第4項の規定に基づき授与される博士の学位の申請をしようとする者が、学位論文を提出しようとするときは、第4条第2項に規定する必要書類その他の資料に別に定める学位論文審査料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

（博士課程を経ない者の学位論文の審査及び最終試験）

第8条 学長は、前条の規定による学位論文の提出があったときは、研究科長にその審査を付託し、研究科長は、第5条の規定に準じて学位論文の審査を、第6条の規定に準じて最終試験を行わせるものとする。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第9条 第7条の規定による学位論文の提出があったときは、教授会等は、学位申請者の学力の確認を行うため3名以上の委員を選び、これを行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆記又は口頭による試験の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行い得る場合は、試験を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他の資料を提出させることがある。
- 4 教授会等が学力の確認の議決をする場合には、第12条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認)

第 10 条 研究科の後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が学位の授与を受けようとするときは、前 3 条の規定による。ただし、退学後 1 年以内に学位論文を提出した者は、課程博士申請者に準じて取り扱う。

- 2 前項本文に該当する者が、退学後 5 年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、課程博士申請者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(学位論文及び審査料の不返還)

第 11 条 提出された学位論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

(学位授与の審議)

第 12 条 研究科長は、研究科の修士課程、前期課程及び後期課程に在学する者及び第 10 条第 1 項ただし書の規定による在学者とみなされる者にあつては、学位論文の審査及び最終試験の結果報告に基づいて、第 9 条の規定により学力を確認された者及び第 10 条第 2 項の規定により後期課程を修了した者と同等以上の学力を有する者とみなされた者にあつては、学位論文の審査及び最終試験の結果報告に基づいて、教授会等において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

- 2 研究科長は、研究科の専門職学位課程に在学する者にあつては、研究科規程に従って修了所要単位以上を修得した者について、教授会等において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

- 3 前 2 項の規定に基づき審議を行う教授会等は、構成員の 3 分の 2 以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、投票の方法により、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があることを要する。

(審議結果の報告)

第 13 条 研究科長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による教授会等の審議結果に基づき、次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 授与しようとする学位の種類
- (2) 授与しようとする年月日
- (3) 審議対象者の氏名及び学位の授与に関する教授会等の意見
- (4) 博士の場合にあつては、第 3 条第 3 項又は第 4 項のいずれの規定によるかの別
- (5) 博士の場合にあつては、学位論文の審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

（学位の授与）

- 第 14 条** 学長は、前条の規定による報告に基づき学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべきものと決定した者にあつては、学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できないと決定した者にあつては、その旨を通知する。
- 2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

（審査要旨の公表）

- 第 15 条** 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3箇月以内にその学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査の結果の要旨を公表する。

（学位論文の公表）

- 第 16 条** 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、既にインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、教授会等の承認を受けて当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用による公表とすることができる。この場合において、学長は、当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

（学位の名称）

- 第 17 条** 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、兵庫県立大学の文字を付記するものとする。また、学位記の英語名称については、別表第2のとおりとする。

（学位の取消し）

- 第 18 条** 学長は、修士、博士及び修士（専門職）の学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会等の意見を聴いた上で、学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。
- (1) 不正の方法により学位を受けたことが判明したとき。
 - (2) 学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったとき。
- 2 教授会等において前項の議決を行う場合は、構成員（海外出張中及び長期療養中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

（学位記の再交付）

- 第 19 条** 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を添え、学長に申請しなければならない。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、各学部又は各研究科において別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 12 日改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 23 日改正)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 2 月 6 日改正)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 1 月 27 日改正)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 12 月 21 日改正)

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 10 月 1 日改正)

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 学士の学位に付記する専攻分野の種類

学 部	専攻分野の種類
経済学部	経済学
経営学部	経営学
国際商経学部	経済学又は経営学
社会情報科学部	社会情報科学
工学部	工学
理学部	理学
環境人間学部	環境人間学
看護学部	看護学

2 修士の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専攻分野の種類
経済学研究科	経済学
社会科学研究科	経済学、経営学又は国際経営学
工学研究科	工学
物質理学研究科	理学
生命理学研究科	理学
理学研究科	理学
環境人間学研究科	環境人間学
看護学研究科	看護学
応用情報科学研究科	応用情報科学
シミュレーション学研究科	シミュレーション学
情報科学研究科	情報科学
地域資源マネジメント研究科	学術
減災復興政策研究科	学術

3 博士の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専攻分野の種類
経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学
社会科学研究科	経済学又は経営学
工学研究科	工学
物質理学研究科	理学
生命理学研究科	理学
理学研究科	理学
環境人間学研究科	環境人間学
看護学研究科	看護学
応用情報科学研究科	応用情報科学
シミュレーション学研究科	シミュレーション学

情報科学研究科	情報科学
地域資源マネジメント研究科	学術
減災復興政策研究科	学術

4 修士（専門職）の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専攻分野の種類
会計研究科	会計
経営研究科	経営管理又はヘルスケア・マネジメント
社会科学研究科	会計、経営管理又はヘルスケア・マネジメント
緑環境景観マネジメント研究科	緑環境景観マネジメント

別表第2（第17条関係）

1 学士

学 部	学位の英語名称
経済学部	Bachelor of Economics
経営学部	Bachelor of Business Administration
国際商経学部	Bachelor of Economics 又は Bachelor of Business Administration
社会情報科学部	Bachelor of Social Information Science
工学部	Bachelor of Engineering
理学部	Bachelor of Science
環境人間学部	Bachelor of Human Science and Environment
看護学部	Bachelor of Science in Nursing

2 修士

研 究 科	学位の英語名称
経済学研究科	Master of Economics
社会科学研究科	Master of Economics、 Master of Arts in Business Administration 又は Master of Global Business Administration
工学研究科	Master of Engineering
物質理学研究科	Master of Science
生命理学研究科	Master of Science
理学研究科	Master of Science
環境人間学研究科	Master of Human Science and Environment
看護学研究科	Master of Science in Nursing
応用情報科学研究科	Master of Applied Informatics
シミュレーション学研究科	Master of Simulation Studies
情報科学研究科	Master of Information Science
地域資源マネジメント研究科	Master of Philosophy
減災復興政策研究科	Master of Philosophy

3 博士

研 究 科	学位の英語名称
経済学研究科	Doctor of Philosophy in Economics
経営学研究科	Doctor of Philosophy in Business Administration
社会科学研究科	Doctor of Philosophy in Economics 又は Doctor of Philosophy in Business Administration
工学研究科	Doctor of Engineering
物質理学研究科	Doctor of Science
生命理学研究科	Doctor of Science
理学研究科	Doctor of Science
環境人間学研究科	Doctor of Human Science and Environment

看護学研究科	Doctor of Philosophy in Nursing
応用情報科学研究科	Doctor of Philosophy in Applied Informatics
シミュレーション学研究科	Doctor of Simulation Studies
情報科学研究科	Doctor of Information Science
地域資源マネジメント研究科	Doctor of Philosophy
減災復興政策研究科	Doctor of Philosophy

4 修士（専門職）

研 究 科	学位の英語名称
会計研究科	Master of Professional Accountancy
経営研究科	Master of Business Administration 又は Master of Healthcare Management
社会科学研究科	Master of Professional Accountancy、 Master of Business Administration 又は Master of Healthcare Management
緑環境景観マネジメント研究科	Master of Landscape Design and Management

様式第1号（第3条関係）

学位記	大学	氏名	年 月 日 生	之印	本学〇学部〇〇学科所定の 課程を修め本学を卒業した ので学士（〇〇学）の学位 を授与する	年 月 日	兵庫 県立 大学	印	学〇 第×××××号
	大学					年 月 日 生			

様式第2号（第3条関係）

学位記	大学	氏名	年 月 日 生	之印	本学大学院〇〇研究科〇〇専攻 の修士課程において所定の単位 を修得し学位論文の審査及び 最終試験に合格したので修士 （〇〇）の学位を授与する	年 月 日	兵庫 県立 大学	印	修〇 第×××××号
	大学					年 月 日 生			

様式第3号（第3条関係）

学位記	大学	氏名	之印	年	月	日生	本学大学院○○研究科○○専攻 の博士課程において所定の単位 を修得し学位論文の審査及び 最終試験に合格したので博士 (○○)の学位を授与する	論文題目	年	月	日	兵庫県立大学	印	博○ 第×××××号
	之印													

様式第4号（第3条関係）

学位記	大学	氏名	之印	年	月	日生	本学に学位論文を提出し所定の 審査及び試験に合格したので 博士(○○)の学位を授与す る	論文題目	年	月	日	兵庫県立大学	印	論博○ 第×××××号
	之印													

様式第5号（第3条関係）

学位記	大学	氏名	年 月 日 生	之印	本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得し課程を修了したので○○修士（専門職）の学位を授与する	年 月 日	兵庫県立大学 印	専○ 第×××××号
	大学					之印		

様式第6号（第3条関係）

学位記	大学	氏名	年 月 日 生	之印	兵庫県立大学大学院看護学研究科、高知県立大学大学院看護学研究科、東京科学大学大学院保健衛生学研究科、千葉大学大学院看護学研究科及び日本赤十字看護大学大学院看護学研究科の共同災害看護学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（看護学）の学位を授与する 災害看護グローバルリーダー養成プログラム (Disaster Nursing Global Leader) を修了したことを証する	年 月 日	兵庫県立大学 印	高知県立大学 印	東京科学大学 印	千葉大学 印	日本赤十字看護大学 印	博看第×××××号
	大学					之印						

様式第7号（第3条関係）

University of Hyogo Hereby Confers upon <氏名> Date of Birth : <月><日>、<年> the Degree of Bachelor of Economics in Recognition of the Fulfillment of the Requirements in the School of Economics and Management <月><日>、<年>					
<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">之</td> <td style="text-align: center;">大</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">学</td> </tr> </table>	之	大	印	学	Signature <学長名英文サイン> President of University of Hyogo
之	大				
印	学				
B-〇〇 No. ×××××					

注記：国際商経学部グローバルビジネスコースの卒業生に対し、様式第1号による学位記に加えて授与する。

様式第8号（第3条関係）

University of Hyogo Hereby Confers upon <氏名> Date of Birth : <月><日>、<年> the Degree of Master of Global Business Administration in Recognition of the Fulfillment of the Requirements and Successful Completion of a Master's Thesis in the Department of Global Business, Graduate School of Social Sciences <月><日>、<年>					
<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">之</td> <td style="text-align: center;">大</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">学</td> </tr> </table>	之	大	印	学	Signature <学長名英文サイン> President of University of Hyogo
之	大				
印	学				
M-GBSS No. ×××××					

注記：社会科学研究科グローバルビジネス専攻の修了生に対し、様式第2号による学位記に加えて授与する。

平成 25 年兵庫県立大学工学部規程第 1 号
兵庫県立大学工学部規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成 25 年法人規程第 75 号。以下「学則」という。）に基づき、兵庫県立大学工学部（以下「本学部」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第 2 条 兵庫県公立大学法人決裁規程（平成 25 年法人規程第 6 号）第 4 条に規定する専決事項として工学部長（以下「学部長」という。）が専決するものについて、この規程においては、学部長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(教育研究上の目的と養成する人材像)

第 3 条 本学部は、「ものづくり」に主眼を置いた教育・研究を通して、人類の利益と安全に貢献できる有能な人材の育成を図るとともに、先導的、創造的研究に基づく工学における知の発信基地として、我が国と兵庫県の技術と文化の発展に寄与することを目的とする。

2 幅広い教養と専門知識・技能、グローバル・リテラシー、高い倫理観に裏打ちされた国際的に通用する資質と能力を兼ね備えた専門技術者・研究者を養成する。

(学科及びコース)

第 4 条 本学部には工学科を置き、工学科には次のコースを置く。

電気電子工学コース
知能情報コース
機械工学コース
材料デザインコース
化学コース

(授業科目)

第 5 条 授業科目は、全学共通科目、専門基礎科目、専門教育科目及び教職課程科目とする。

(全学共通科目)

第 6 条 全学共通科目に係る授業科目、単位数及びその他履修に関する事項は、別表第 1 に定めるところによる。

(専門基礎科目及び専門教育科目)

第 7 条 専門基礎科目及び専門教育科目に係る授業科目、単位数及びそ

の他履修に関する事項は、別表第2に定めるところによる。

(教職課程科目)

第8条 教職課程科目に係る授業科目、単位数及びその他履修に関する事項は、別表第3に定めるところによる。

第9条 削除

(単位の計算)

第10条 学則第11条第1項第1号及び第2号の規定による専門基礎科目、専門教育科目及び教職課程科目の単位の計算については、次の基準のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 外国語及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、製図及び実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育実習及び介護等体験については別に定める。
 - (4) 工学ゼミナール及び卒業研究Ⅰ・Ⅱについては、1学期の学修をもってそれぞれ2及び3単位とする。
- 2 学則第11条第1項の規定により、一の授業科目を講義、演習、実験、製図又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前項に規定する基準を考慮した時間数をもって1単位とする。

(履修方法)

第11条 学生は、履修しようとする授業科目については、毎学年の所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

- 2 履修の届出を行うことのできる単位数は、原則として前期26単位以内、後期26単位以内、年間50単位以内とする。

ただし、卒業所要単位数に算入されない授業科目（教職課程科目及び副専攻科目等のうち指定された科目）は、この単位数に含まない。

(他学部の授業科目の履修)

第12条 学生は、他学部の授業科目を履修しようとするときは、他学部授業科目履修許可願を所定の期日までに学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。

- 2 学部長は、前項の規定により、他学部の授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係学部長に協議しなければならない。
- 3 第1項の規定により履修した授業科目のうち、学部長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、卒業所要単位数に算入することができる。

(大学院工学研究科の授業科目の履修)

- 第 13 条 学生は、本学大学院工学研究科所定の博士前期課程授業科目（工学研究科規程第 8 条に定める別表 1 の授業科目の内○印を付した科目）を履修しようとするときは、別表第 2 に定める卒業研究履修許可の条件を満たしていなければならない。なお、履修科目数は 3 科目を上限とする。
- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、卒業所要単位数に算入することができない。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第 14 条 学生は、学則第 15 条第 1 項の規定による既修得単位の認定を受けようとするときは、既修得単位認定願を所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。
- 2 学部長は、前項の規定について、教授会の意見を聴いた上で、単位を認定することができる。
- 3 前 2 項の規定により認定された単位数は、別表第 1 及び別表第 2 に定める卒業所要単位数に算入することができる。

(他大学等における修得単位の認定)

- 第 14 条の 2 学部長は、学則第 14 条及び兵庫県立大学他大学等における授業科目の履修規程に基づき認定した単位数を、教授会の意見を聴いた上で、卒業所要単位数に算入することができる。

(編入学の入学資格)

- 第 15 条 学則第 19 条第 2 項に規定する編入学を希望する者に係る入学資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 短期大学の理工系学科を卒業した者であること
 - (2) 高等専門学校を卒業した者であること
 - (3) 高等学校等の専攻科を卒業した者であること
 - (4) 大学の理工系学部・学科を卒業した者であること
 - (5) 大学の理工系学部・学科を退学した者であること
ただし、2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者に限る。
 - (6) 外国において学校教育 14 年の課程を修了した者であること

(編入学者の在学すべき年数)

- 第 16 条 学則第 23 条第 1 項に規定する編入学により入学した者の在学すべき年数は、教授会の意見を聴いた上で、学部長が決定する。

第 17 条 削除

(転学)

- 第 18 条 学生は、学則第 24 条第 1 項の規定する他の大学への転学を希望するときは、転学許可願を所定の期日までに学務所管課に提出し、

学部長の許可を得なければならない。

- 2 学生は、学則第 24 条第 2 項に規定する本学部への転学を希望するときは、転学許可願を、所定の期日までに学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。
- 3 学部長は、前 2 項の規定について、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することができる。

(転学部)

第 19 条 学生は、学則第 25 条の規定にする転学部を希望するときは、転学部許可願を所定の期日までに学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。

- 2 学部長は、前項の規定について、所属学部と志望学部の教授会の意見を聴いた上で、転学部を許可することができる。

(転学部の出願資格、受入年次及び既修得単位の扱い)

第 20 条 本学部にて転学部することができる者は、次に該当するものでなければならない。本学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得していること。

- 2 転学部を受入年次については、教授会の意見を聴いた上で、学部長が決定する。
- 3 学部長は、転学部を許可された者の既修得単位について、教授会の意見を聴いた上で、本学部で修得したものとみなすことができる。

第 21 条 削除

第 22 条 削除

(試験)

第 23 条 授業科目の評価は、学則第 12 条に基づき、原則として試験により行う。ただし、学部長が試験以外の方法が適当と認める場合には、他の方法をもって行うことができる。

- 2 学生は、履修した授業科目でなければ試験を受けることができない。
- 3 卒業研究の審査は、論文等で行う。

(成績)

第 24 条 授業の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して、次の基準により評価する。

- (1) 成績は 100 点満点とし、60 点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した科目の成績は、S、A、B 及び C の評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90 点以上	評価目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80 点以上 90 点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70 点以上 80 点未満	到達目標を達成できている成績
C	60 点以上 70 点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。
- 4 卒業研究および工学ゼミナールの評価は、合格又は不合格をもって表す。
- 5 単位互換、他大学及び高等専門学校の評価は、認定をもって表す。

(再履修及び再受験科目)

- 第 25 条 試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者が翌年度以降において、その授業科目につき単位を取得しようとするときは、再履修しなければならない。ただし、学部長は、授業科目によって翌年度にその試験を受け、それに合格することによって当該科目の単位を認めることができる。
- 2 前項のただし書きに規定する授業科目は、毎年度の初めにこれを示すものとする。

(卒業研究履修に係る要件)

- 第 26 条 卒業研究を履修する者は、別表第 2 に定める卒業研究履修許可の要件を満たさなければならない。
- 2 編入学を許可された者は、入学以前における大学又は大学に相当する課程の在学期間を学則第 23 条第 1 項の規定による在籍すべき期間に算入することができる。

(卒業)

- 第 27 条 学生は、卒業するためには、別表第 2 に定める卒業所要単位数以上を修得しなければならない。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

- 第 28 条 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）による免許状を取得しようとする者は、同法及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に基づき、学則第 28 条に規定するもののほか、第 8 条に定める教職課程科目の単位を修得しなければならない。
- 2 本学部において取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

学科	免許状の種類	免許教科
工学科	中学校教諭 一種免許状	数学、理科
	高等学校教諭 一種免許状	数学、理科、情報、工業

- 第 29 条 削除

第 30 条 削除

(履修方法に関する学部規程への委任)

第 31 条 この規程に定めるもののほか、履修方法については、工学部履修規程の定めるところによる。

(遠隔授業により実施する科目)

第 32 条 学則第 10 条の 3 第 4 項の規定により開設する授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別に定めるところによる。

附 則 (平成 27 年 2 月 18 日一部改正)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日現在、工学部に在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 27 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成 27 年 3 月 18 日一部改正)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 20 条において、平成 26 年度以前に指定され修得した科目の単位は、他専攻科目であっても当該専攻の選択科目の単位として認める。

附 則 (平成 30 年 3 月 14 日改正)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。平成 29 年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則 (平成 30 年 9 月 19 日改正)

- 1 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。平成 29 年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則 (平成 31 年 3 月 15 日改正)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。平成 30 年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則 (令和 2 年 3 月 16 日改正)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。平成 31 年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則 (令和 3 年 3 月 17 日改正)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。令和 2 年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。令和 2 年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（令和 4 年 3 月 16 日改正）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。令和 3 年度以前の入学者については、別表第 1 を除き、従前の定めるところによる。
また、第 14 条の 2 の規定については、令和 4 年 4 月 1 日に在籍する学生に適用するものとする。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日改正）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。令和 4 年度以前の入学者については、別表第 1 を除き、従前の定めるところによる。

附 則（令和 6 年 3 月 19 日改正）

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。令和 5 年度以前の入学者については、別表第 1 を除き、従前の定めるところによる。
また、第 10 条、第 10 条の 2 の規定については、令和 6 年 4 月 1 日に在籍する学生に適用するものとする。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日改正）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。令和 6 年度以前の入学者については、別表第 1 を除き、従前の定めるところによる。

附 則（令和 8 年 3 月 18 日改正）

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。令和 7 年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

別表第1 (第6条関係)

全学共通科目

区分	授業科目の名称	開講年次	単位数		備考	
			必修	選択		
人間形成教育科目	人文科学系	哲学概論	1		2	人文科学系から 2単位以上を修得
		倫理学概論	1		2	
		歴史学概論	1		2	
		文学概論	1		2	
		心理学概論	1		2	
		文化人類学概論	1		2	
		芸術学	1		2	
		宗教学	1		2	
		論理学	1		2	
		教育学	1		2	
	社会科学系	法学概論	1		2	社会科学系から 2単位以上を修得
		政治学概論	1		2	
		経済学概論	1		2	
		経営学概論	1		2	
		社会学概論	1		2	
		地理学概論	1		2	
		日本国憲法 (憲法学)	1		2	
		政策科学	1		2	
		国際関係学	1		2	
		社会福祉学	1		2	
	自然科学系	生命科学概論	1		2	自然科学系から 2単位以上を修得
		物質科学概論	1		2	
		環境学概論	1		2	
		地球科学概論	1		2	
		科学史概論	1		2	
		統計学	1		2	
		生命倫理学	2		2	
		生態学	1		2	
	学際教育科目	ゼミナール	基礎ゼミナール	1	2	2単位必修
			学際ゼミナール	1		2
県大特色系		国際社会学概論	1		2	県大特色系から 2単位以上を修得
		地域社会学概論	1		2	
		防災学概論	1		2	
		博物学概論	1		2	
		地方自治学概論	1		2	
		情報セキュリティ科学	1		2	
		医療工学	1		2	
		放射光科学	1		2	
		宇宙科学	1		2	
		園芸学	1		2	
リーダーシップ概論		1		2		
健康・スポーツ系		健康・スポーツ科学演習 1	1		1	
	健康・スポーツ科学演習 2	1		1		
	健康・スポーツ科学概論	1		2		
	栄養学概論	1		2		

区分	授業科目の名称	開講年次	単位数		備考	
			必修	選択		
外国語教育科目	英語	Academic English 1	1	1	6単位必修	
		Academic English 2	1	1		
		Practical English 1	1	1		
		Practical English 2	1	1		
		English Communication 1	1	1		
		English Communication 2	1	1		
	外国語	フランス語 1	1		1	
		フランス語 2	1		1	
		ドイツ語 1	1		1	
		ドイツ語 2	1		1	
		中国語 1	1		1	
		中国語 2	1		1	
		韓国・朝鮮語 1	1		1	
		韓国・朝鮮語 2	1		1	
育情 科報 目教	情報系	データサイエンス入門	1	2	2単位必修	
必要単位数を設定していない選択科目と、必要単位数を超えて修得した選択科目の合計単位数					10単位以上	
卒業所要単位					28単位以上	

科目区分と授業科目				卒業研究履修許可要件			卒業要件						
				必要単位数	小計	合計	必要単位数	小計	合計				
全学共通科目	教人育科目形成	人文科学系		2	28 教職に関する科目は含めることができない。	110	卒業研究履修許可要件と同じ。	124	教職に関する科目は含めることができない。				
		社会科学系		2									
		自然科学系		2									
	学際教育科目	ゼミナール	(必修) 基礎ゼミナール	2									
		県大特色系		2									
		健康・スポーツ科学系											
	外国語教育科目	英語	(必修) Academic English 1・2	6									
			Practical English 1・2 English Communication 1・2										
	外国語												
数理情報教育科目	情報系	(必修) データサイエンス入門	2										
専門基礎科目	基盤科目			2	82	96							
	工学と社会		(必修) 工学倫理										
専門教育科目	4 X 科目			※1, 2					2	20	2	2	
	理科学実験												
	コース科目	所属するコースの必修及び選択科目											
		所属するコースの必修及び選択科目をのぞく全コース科目											
	卒業研究等	(必修) 工学ゼミナール											2
		(必修) 卒業研究 I・II											

注 履修登録できる単位数の上限を前期26単位、後期26単位、かつ年間50単位とする。ただし、集中講義による授業科目および卒業所要単位数に算入されない授業科目は、これに含めない。

※1：所属するコースの●印のついた必修科目をすべて修得していること。

※2：所属するコースの◎印のついた必修科目のうち、未修得単位数は4単位以下であること。

別表第3（第8条、第28条関係）（令和8年度以降入学生）

1 基礎資格及び所要単位数

第28条第2項の免許状を取得するための所要資格は次のとおりである。

免許状の種類	所要資格	最低必要単位					
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	教職に関する必修科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	数学 28単位 理科 28単位	10単位	10単位	7単位	4単位	合計 8単位 日本国憲法 2単位
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	数学 24単位 理科 24単位 工業 24単位 情報 24単位	10単位	8単位	5単位	12単位	体育 2単位 外国語コミュニケーション 2単位 情報機器の操作又は数理、データ活用及び人工知能に関する科目 2単位

2 教科及び教科の指導法に関する科目

工学科（令和8年度入学生）

いずれの免許を取得する場合も各科目区分から1単位以上を修得すること。

数学 中一種免 高一種免

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	
	授業科目	単位数
代数学	○代数学Ⅰ	2
	○代数学Ⅱ	2
	離散数学	2
幾何学	○幾何学	2
	電磁気学Ⅱ	2
解析学	○解析学Ⅰ	2
	○解析学Ⅱ	2
	応用解析学Ⅰ	2
	応用解析学Ⅱ	2
	複素解析学	2
確率論・統計学	○確率・統計	2
	数理データサイエンス	2
	熱・統計力学	2
コンピュータ	○プログラミング基礎	2
	プログラミング論	2
	情報理論	2
	制御工学Ⅰ	2
	計算材料学	2
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○数学科指導法Ⅰ	2
	○数学科指導法Ⅱ	2
	●数学科指導法Ⅲ	2
	●数学科指導法Ⅳ	2

○印は、免許状を取得する場合の必修科目

●印は、中一種免のみ必修

理科 中一種免 高一種免

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	
	授業科目	単位数
物理学	○力学基礎	2
	振動・波動論	2
	○電磁気学基礎	2
	電磁気学Ⅰ	2
	量子力学	2
化学	○基礎化学	2
	○物理化学Ⅰ	2
	物理化学Ⅱ	2
	物理化学Ⅲ	2
	○無機化学Ⅰ	2
	無機化学Ⅱ	2
	○有機化学Ⅰ	2
	有機化学Ⅱ	2
	有機化学Ⅲ	2
生物学	生命科学概論	2
	生命科学	2
	○基礎生化学	2
	生物化学Ⅰ	2
	生物工学	2
地学	○地球科学概論	2
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験(注)	○物理学実験	1
	○化学実験	1
	学生実験Ⅰ	2
	学生実験Ⅱ	2
	学生実験Ⅲ	2
	○生物学実験	1
	○地学実験	1
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○理科指導法Ⅰ	2
	○理科指導法Ⅱ	2
	●理科指導法Ⅲ	2
	●理科指導法Ⅳ	2

※注 高校理科免許の場合は、物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験から1単位以上でよい。中学理科免許の場合は、物理学実験、生物学実験、地学実験、化学実験それぞれ1単位必要である。

※注 数学の免許状を取得する場合は数学科指導法の単位を、理科の免許状を取得する場合は理科指導法の単位を、情報の免許状を取得する場合は情報科指導法の単位を取得する必要がある。

※注 工業の免許を取得する場合、当分の間「教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の全部または一部を「教科に関する科目」の修得をもって替えることができる。但し、工業科指導法はなるべく取得する方が望ましい。

情報 高一種免

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	
	授業科目	単位数
情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	○情報セキュリティ	2
	知的財産権	2
	○情報と職業	2
	計算機基礎	2
コンピュータ・情報処理	○データ構造とアルゴリズム	2
	○プログラミング演習Ⅰ	2
	プログラミング演習Ⅱ	2
	応用プログラミング	2
	応用プログラミング演習	2
情報システム	○論理回路Ⅰ	2
	論理回路Ⅱ	2
	○人工知能Ⅰ	2
	人工知能Ⅱ	2
情報通信ネットワーク	○OS・ネットワーク	2
	情報通信工学	2
マルチメディア表現・マルチメディア技術	○画像メディア工学	2
	ヒューマンインタフェース	2
	デジタル信号処理	2
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○情報科指導法Ⅰ	2
	○情報科指導法Ⅱ	2

工業 高一種免

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	
	授業科目	単位数
工業の関係科目	○電気電子工学概論	2
	○機械工学概論	2
	○マテリアルデザイン 概論	2
	○マテリアル・エネルギー化学	2
	グローバルケミストリー	2
	システム最適化	2
	自動車工学	2
	生命・環境化学	2
	電気エネルギー発生工学	2
	ロボット工学	2
	電気化学	2
	電気電子工学実験Ⅰ	2
	電気電子工学実験Ⅱ	2
	電気電子工学実験Ⅲ	2
	電気回路Ⅰ	2
	電気回路基礎	2
	電気回路演習	2
	電磁気学演習	2
	基礎電気電子計測	2
	電気回路Ⅱ	2
	電気電子材料物性論	2
	電子回路	2
	パワーエレクトロニクス	2
	半導体デバイス	2
	制御システム	2
	電気電子工学実験Ⅳ	2
	電気電子工学PBL	2
	機械力学Ⅰ	2
	材料力学Ⅰ	2
	熱力学Ⅰ	2
	流体力学Ⅰ	2
	機械材料学	2
	機械力学Ⅱ	2
	機械設計学Ⅰ	2
	計測工学	2
	材料力学Ⅱ	2
	制御工学Ⅱ	2
	伝熱工学	2
	熱力学Ⅱ	2
	流体力学Ⅱ	2

工業 高一種免

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	
	授業科目	単位数
工業の関係科目	基礎材料工学 I	2
	基礎材料工学 II	2
	基礎材料工学 III	2
	反応化学	2
	非鉄金属材料学	2
	結晶塑性学	2
	材料強度学	2
	材料組織工学	2
	鉄鋼材料学	2
	物性物理 I	2
	物性物理 II	2
	物性物理 III	2
	量子磁性材料	2
	化学測定基礎	2
	化学PBL	2
	有機・高分子材料化学	2
	有機分光学	2
	化学工学 II	2
	物理化学 V	2
	プロセスデザイン実習	2
	無機材料化学	2
	無機化学 III	2
	遺伝子工学	2
	化学工学 I	2
	化学工学 III	2
	固体表面科学	2
高分子化学 I	2	
高分子化学 II	2	
物質創成工学	2	
職業指導	○職業指導	4
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○工業科指導法 I	2
	○工業科指導法 II	2

3 教育の基礎的理解に関する科目

必修 中一種免10単位 高一種免10単位

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目				備考
各科目に含める必要事項	最低必要 単位数	授業科目	単位数		開 講 学 年	
			中一種免 必修	高一種免 必修		
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論	2	2	1	
・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2	2	1	
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2	2	2	
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2	2	
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	1	1	2	
・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）		教育課程論	1	1	2	

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

必修 中一種免10単位 高一種免8単位

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目				備考
各科目に含める必要事項	最低必要 単位数	授業科目	単位数		開 講 学 年	
			中一種免 必修	高一種免 必修		
・道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育論	2		2	中一種免のみ必修
・総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の指導法	1	1	2	
・特別活動の指導法		特別活動論	1	1	2	
・教育の方法及び技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法含む。）		教育方法・情報通信技術活用論	2	2	2	
・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒指導・進路指導論	2	2	3	
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2	2	2	

5 教育実践に関する科目

必修 中一種免7単位 高一種免5単位

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目				備考
各科目に含める必要事項	最低必要 単位数	授業科目	単位数		開 講 学 年	
			中一種免	高一種免		
			必修	必修		
・教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を1単位まで含むことができる。)	中 5 高 3	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	— 5	3 —	4 4	中高両方の免許を取得する場合は教育実習Ⅱを必修とする
・教職実践演習	2	教職実践演習 (中・高)	2	2	4	

(注) 「教職実践演習」は、教育実習修了後の4回生以上の学生を対象とする。

6 大学が独自に設定する科目

必修 中一種免4単位 高一種免12単位

授 業 科 目	単 位 数	開講学年	備 考
介護等体験	2	3	中一種免のみ必修 (高一種免の単位としては認めない) (事前・事後指導を含む。)
教育実践体験	2	2	
道徳教育論	2	2	高一種免のみ (中一種免は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」として算入)

(注) 最低必要単位数を越えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の単位を、当該科目の単位に算入することができる。(高一種免における介護等体験を除く)

7 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

必修8単位

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目		備考
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	
日本国憲法	2	日本国憲法(憲法学)	2	
体育	2	健康・スポーツ科学概論 健康・スポーツ科学演習1 健康・スポーツ科学演習2	2 1 1	
外国語コミュニケーション	2	Academic English 1 Practical English 1 English Communication 1 Academic English 2 Practical English 2 English Communication 2	1 1 1 1 1 1	
情報機器の操作又は数理、データ活用及び人工知能に関する科目	2	データサイエンス入門	2	

平成 25 年兵庫県立大学工学部規程第 3 号
兵庫県立大学工学部履修規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学部規程（平成 25 年兵庫県立大学工学部規程第 1 号。以下「工学部規程」という。）第 31 条の規定に基づき、学生の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(履修願の提出期間)

第 2 条 履修願の提出期間については、4 月初め及び 9 月下旬に指定する。

- 2 前項に指定する期間内に履修願を提出しなかった科目については、授業及び試験を受けることができない。ただし、特に教務委員会においてその事情が正当と認められた場合は、この限りではない。

(履修願の変更)

第 3 条 願い出た科目の変更は、4 月下旬及び 10 月中旬の指定する期間内に履修修正願の提出により認める。また、時間割を変更した場合にも認める。

(履修願の遵守事項)

第 4 条 履修願は、次の各号の規定を遵守のうえ、提出しなければならない。

- (1) 同一科目がコース別又はクラス別に開講されている場合は、所属コース又はクラスの配当時間に履修すること
 - (2) 再受験科目の取扱いを希望する者は、その科目の担当教員の承認を得て、制限科目数の範囲内で申請すること
 - (3) 卒業研究履修者で、卒業研究の時間に他の科目を履修しようとする場合は、卒業研究指導教員の承認を得ること
- 2 前項の規定を遵守していない場合は、原則としてその科目の履修を認めない。

(定期試験等)

第 5 条 定期試験は、工学部学年暦に示す期間に行う。

- 2 定期試験を行わない科目についての評価は、実験、実習、論文、レポート等による。

- 3 不合格者に対する再試験は行わない。
- 4 定期試験等において、再受験科目の試験と他の履修科目等の試験の日時が重複する場合、そのうち一方の科目の試験を他の日時に特別に行うなどの措置は原則として講じない。

(教育実習の履修)

第6条 教育実習を履修しようとする者は、履修の前年度の指定する期間内に、学務所管課に願い出なければならない。

- 2 前項の願い出をした者は、教育実習を履修しようとする中学校又は高等学校において速やかに実習受入れの内諾を得、内諾書を9月末までに学務所管課へ提出しなければならない。
- 3 第2項の内諾に基づき、実習校を決定する。
- 4 教育実習を履修するには、次の条件を備えていなければならない。
 - (1) 卒業研究履修許可者であること（又は卒業研究を修了していること）
 - (2) 特別な事情がある場合を除いて、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の最低必修単位のうち、3分の2以上の単位を修得していること
 - (3) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低必修単位のうち、3分の2以上の単位を修得していること
 - (4) 教科指導法Ⅰ・Ⅱ（数学、理科、情報、工業のうち免許を取得しようとする科目のもの）の単位を修得していること
 - (5) 中学校教員免許（数学、理科）取得希望者については、「介護等体験」の単位を修得していること

(介護等体験)

第7条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による中学校教諭一種免許状の取得を目指す者で「介護等の体験」を行い、教科又は教職に関する科目としての単位を取得しようとする者は、履修の前年度の12月に指定する期間内に、学務所管課に願い出なければならない。

- 2 社会福祉施設等又は特殊教育諸学校からの受け入れに関する通知又は承諾があった者は、当該実施団体の定めるところにより「介護等の体験」を行なわなければならない。
- 3 原則として、教職科目のうち、介護等体験と教育実習を同じ年度に履修することはできない。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、工学部教授会の意見を聴いた上で工学部長が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生の履修に関して必要な事項は、教務委員会において別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月18日一部改正)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日一部改正)

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月16日一部改正)

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日改正)

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

令和5年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月18日一部改正)

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する

(経過措置)

令和7年度以前の入学生は、なお従前の例による。